

愛媛県立今治西高等学校伯方分校存続支援対策協議会補助金交付要綱

令和3年8月31日

(趣旨)

第1条 愛媛県立今治西高等学校伯方分校存続支援対策協議会（以下「協議会」という。）は、伯方分校に通学する生徒で通学が困難な者（以下「生徒」という。）の保護者の負担を軽減するため、当該生徒の保護者に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において通学・下宿費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者及び交付期間)

第2条 この要綱により補助の対象となる者は、令和4年度に今治市外及び島しょ部を除く今治市内から伯方分校に入学する生徒の保護者で、補助金を交付する期限は、高等学校の正規の最短修業期限とする。但し、途中入学による入学生は対象としない。

2 令和2年度に光藤寮に入寮した生徒2名（令和4年度3年生）の保護者も、交付対象とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる当該年度の5月1日現在の生徒一人に対して、一月にそれぞれ当該各号に掲げる額とし、予算の範囲内において交付する。

(1) 伯方分校に通学する生徒の通学のため利用する公共交通機関（バス）の運賃（原則として定期券の購入に要する費用）に対する補助金として、次の通り交付する。

- ① 通学生徒21名までの場合 月額10,000円
- ② 通学生徒23名までの場合 月額9,000円
- ③ 通学生徒26名までの場合 月額8,000円
- ④ 通学生徒30名までの場合 月額7,000円

(2) 今治市外に本籍のある生徒が伯方分校に入学する場合に、光藤寮に下宿するのに必要な経費の補助金として、次の通り交付する。

- ① 下宿生徒3名までの場合 月額40,000円
- ② 下宿生徒4名までの場合 月額32,000円
- ③ 下宿生徒5名以上の場合 月額27,000円

(3) 今治市外に本籍のある生徒が伯方分校に入学し、光藤寮に下宿する場合に、昼食費の補助金として、学校給食費を全額交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学・下宿費補助金交付申請書（様式第1号）を、協議会会長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、年度当初に行うものとする。年度の中途において申請内容に変更のあったときは、申請者は、その都度通学・下宿費補助金交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付の決定及び変更)

第5条 協議会会長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、適正と認められた場合は、通学・下宿費補助金交付決定通知書(様式第3号)に必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付額に変更がある場合には、協議会会長は、通学・下宿費補助金交付変更通知書(様式第4号)に必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者が、補助金交付を受けようとするときは、通学・下宿費補助金請求書(様式第5号)に、当該月の定期券(写し)・当該月の家賃支払証明書(写し)又はそれに代わるものを添付して、協議会会長に提出しなければならない。

2 補助金の交付請求は、毎学期終了後に行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 協議会会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

伯方分校存続支援対策協議会長 様

住 所

生徒氏名

保護者名

印

通学・下宿費補助金交付申請書

令和 年度通学・下宿費補助金の交付を、通学・下宿費補助対象生徒名簿を添付して申請します。

記

補助金申請額 円

(内訳) 円 × 月 = 円

通学・下宿費補助対象生徒名簿

学校名	学年	生徒氏名
愛媛県立今治西高等学校伯方分校		

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

伯方分校存続支援対策協議会長 様

住 所

生徒氏名

保護者名

印

通学・下宿費補助金交付変更申請書

このことについて、次の通り変更したいので申請します。

記

1 補助金申請額

	変更前	変更後
補助金	円	円

2 変更内訳（理由）

様式第3号（第5条関係）

4 伯分対協第 号
令和 年 月 日

住 所

保護者 様

伯方分校存続支援対策協議会長 印

通学・下宿費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度愛媛県立今治西高等学校伯方分校生徒通学・下宿費補助金については、次の通り交付することに決定したので愛媛県立今治西高等学校伯方分校生徒通学・下宿費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定金額	月額 円
交付の条件	(1) この補助金は、交付目的以外に使用してはならない。 (2) 補助金の使途が正当でないと認めるときは、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。 (3) この補助事業については、伯方分校PTA監査委員の監査を受ける場合がある。

様式第4号（第5条関係）

4 伯分対協第 号
令和 年 月 日

住 所

保護者 様

伯方分校存続支援対策協議会長 印

通学・下宿費補助金交付変更通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度愛媛県立今治西高等学校伯方分校生徒通学・下宿費補助金については、次の通り交付することに変更したので愛媛県立今治西高等学校伯方分校生徒通学・下宿費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

変更後交付額	月額	円
変更前交付額	月額	円
増 減 額		円
交付の条件	(1) この補助金は、交付目的以外に使用してはならない。 (2) 補助金の使途が正当でないと認めるときは、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。 (3) この補助事業については、伯方分校PTA監査委員の監査を受ける場合がある。	

様式第5号（第6条関係）

令和 年 月 日

伯方分校存続支援対策協議会長 様

住 所

生徒氏名

保護者名

印

通学・下宿費補助金交付請求書

（ 年度・ 月分）

通学・下宿費補助金を次により請求します。

（ただし、補助金は保護者口座に振り込みください。）

記

通学・下宿費補助金 月額 円

（別紙添付資料の通り）